

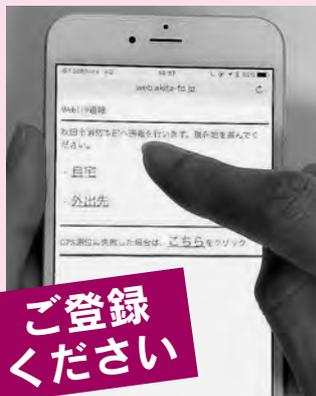
# 還付金詐欺にご注意を！

市民相談センター  
☎(888)5648



市役所など公的機関の職員を名乗り、「税金の払い戻しがある」「保険料の還付がある」などと電話をかけ、携帯電話を持ってATM(現金自動預払機)に誘導してお金を振り込ませる詐欺が多発しています。

市では、還付のために、スーパーやコンビニエンスストアなどのATMに案内し、操作させることはありません。不審に思ったときや困ったときは、すぐに市民相談センターへご相談ください。



ご登録  
ください

## Web119 緊急通報システム

聴覚や言語に障がいのあるかたへ

消防本部指令課では、音声による119番通報ができないかたのために、携帯電話のWeb機能を利用し文字入力により119番通報ができるサービスを行っています。

このサービスは、市内で携帯電話が通話可能な場所であれば利用できますが、事前登録が必要です。詳しくは、指令課へお問い合わせください。

### 登録申込書の配布場所

消防本部指令課(消防庁舎3階)、総合窓口(市役所1階)、障がい福祉課(同1階)、秋田市ろうあ協会(県社会福祉会館内)のほか、下記ホームページからもダウンロードできます。  
<http://www.city.akita.akita.jp/city/fr/web119.htm>

問い合わせ  
消防本部  
指令課

☎(823)4265  
FAX(823)7214  
Eメールアドレス  
ro-frcc@city.  
akita.akita.jp

## 高額療養費の申請は確定申告の前にお願ひします 国保に加入しているかたへ

世帯の1か月間の医療費の自己負担額が、一定の額(自己負担限度額)を超えた場合、申請すると超えた分が払い戻しされる高額療養費制度があります。

手続きに必要なもの

- ▶国民健康保険被保険者証 ▶振込先の預金通帳(世帯主名義)
- ▶手続きされるかたの身元確認書類(運転免許証など)
- ▶世帯主および申請対象者のマイナンバー確認書類
- ▶医療機関の領収書(原本)…受付印を押してお返しします

申請の際、窓口で必ず領収書の原本を確認します。確定申告などで領収書原本を使用(提出)する前に、高額療養費の手続きをしてください。

申請窓口(平日)▶国保年金課(市役所1階)、各市民SC(中央・東部を除く)、駅東SC、岩見三内・大正寺の各連絡所

問い合わせ 国保年金課給付担当☎(888)5630

### ■70歳未満のかたの自己負担限度額(1か月)

世帯区分	基礎控除後の総所得額	診療月以前12か月間の高額療養費該当回数		適用区分
		1回~3回	4回以降	
上位所得者	9,010,001円以上	252,600円 +(総医療費-842,000円)×0.01	140,100円	ア
	6,000,001円~9,010,000円	167,400円 +(総医療費-558,000円)×0.01	93,000円	イ
一般	2,100,001円~6,000,000円	80,100円 +(総医療費-267,000円)×0.01	44,400円	ウ
	2,100,000円以下 (住民税非課税世帯を除く)	57,600円	44,400円	エ
市民税非課税世帯	住民税非課税	35,400円	24,600円	オ

\*70歳未満のかたの受診の場合、同じ人が、同じ月に同じ医療機関(院外処方を含む。ただし、入院、外来、歯科とそれぞれ別に計算します)で保険適用の自己負担額を21,000円以上支払った場合のみ合算します。合算額が自己負担額を超えると、支給対象になります。

### ■70歳以上のかたの自己負担限度額(1か月)

区分	区分	外来(個人ごと)	外来+入院(世帯ごと)
		市民税課税世帯	一定以上の所得があるかた 高齢受給者証の一部負担金の欄が「3割」のかた
市民税課税世帯	一般 高齢受給者証の一部負担金の欄が「2割」のかた(※)	12,000円	44,400円
市民税非課税世帯	区分II 限度額適用・標準負担額減額認定証の区分が「区分II」	8,000円	24,600円
	区分I 限度額適用・標準負担額減額認定証の区分が「区分I」	8,000円	15,000円

※昭和19年4月1日以前生まれのかたは、75歳到達まで特例措置により、一部負担金の欄が「1割」です。